



隆慶初年の奏疏問題：視朝・召対を巡る議論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-05-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 俊郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004527

隆慶初年の奏疏問題——視朝・召対を巡る議論

櫻井俊郎

(二)

明代政治史の中で、隆慶朝一代(一五六七—一五七二)は如何に位置づけられるだろうか。嘉靖と萬曆に前後を挟まれた隆慶帝の治世は、かつて、どのようにイメージされてきただろうか。

嘉靖朝(一五二二—一五六六)の政治は、大礼の議にまつわるゴタゴタから始まった。嘉靖帝の実父が、帝室傍系出身の興献王であったことから、礼儀上の扱い方に関し政界挙げての大議論に発展し、さらにそれが政治闘争化したのである。その後嚴嵩父子による権力壟断の期間が久しく続き、アルタンと後期倭寇の攻勢が最も熾烈な時期にさしかかる。治世後半の嘉靖帝は、政務を顧みずに齋醮に没入し、妖しげな方士たちを重んずるようになった。かくして、嘉靖朝は、常にマイナスイメージを伴って語られることとなる。

一方、萬曆朝(一五七三—一六二〇)は、張居正が強力なリダーシップを発揮して推し進めた初政一〇年間の華々しい改革政治のあと、皇帝の意識的サボタージュによる沈滞した政治ムードが長く

続く。末期には鉅税の禍、三大征、ヌルハチの挙兵と辺餉問題、そして朝廷では東林と非東林の間の党争が始まる。そして、明朝の幕引きが確実に近づいてきたことに、我々は気づくことになる。

このように、嘉靖朝と萬曆朝は、良くも悪くも、強い印象を残す時代であった。対する隆慶朝は一転して、そのイメージが極めて希薄である。アルタンとの和議実現をほぼ唯一の例外として、特に語るべき重要な史実は見あたらない。皇帝の在位期間から言えば、嘉靖四五年間、萬曆四八年間。それらに比して、隆慶は僅かに六年間。クセが強く、治世長きに涉った二つの朝代に挟まれる形で、隆慶朝はあまりに目立たない。事実、日本における明代史研究では、これまで、積極的に論の対象とされることが殆ど無かった。中国での隆慶朝の扱いも、近年までは、日本とさほど変わらない状況にあった。張居正の萬曆初政一〇年間の改革と、隆慶朝六年間の政治状況との関連に着目して語られるようになってきたのは、たかだかここ一〇年ほどのことである。

小考では、隆慶朝の政治的位置を再考する手がかりとして、隆慶帝登極直後に官僚の間から寄せられた、幾つかの議論を整理することにする。それらの内容は、政策決定手順に関する、一連の不満や要望である。疑獄や党争に直結する、派手な論争ではない。しかし、隆慶朝にあつては緒政から、上奏の方法や手順、朝儀のあり方、輔臣・六卿との接見や合議に関して強い関心が抱かれ、実に多くの要望が寄せられていた。皇帝、内閣、六部大臣、科道官のそれぞれが、政治に如何に関わるべきものと意識されていたかという問題を通し、当時の政策決定のあり方を考えてみたい。

(一)

伝統的な君主の理想像に照らしたとき、隆慶帝その人を、暗君と断ずるのはまことにた易い。生活に於ける放逸ぶり、権力者としての無能ぶりを記す文献資料は、枚挙に遑が無い。君主としての資質に問題があつたと語られる所以であり、一見、疑う余地は無いように思われる。しかし実際のところ、当時の人々はどのように考えていたのだろうか。明末の筆記『穀山筆塵』に、次の一節がある。

世宗は嘉靖甲午の年以來、およそ三十餘年にもわたつて常朝の儀を視ることがなかつた。歳時には礼にならつて惟だ天子謁見の儀が講ぜられるのみとなり、日々おこなわれるべき朝儀の典

礼は、遂に一人として記憶するものが無い状態に至る。隆慶帝が即位し、ようやく常朝を復活しようということになったが、鴻臚寺が故実を捜求したものの、多くは散逸する所となつており、嘉靖初年にどうやつていたか分からなくなつていた。(1)

嘉靖十三年(一五三四)から三十数年間もの長期に渉り、朝儀は途絶えていた。そのため、隆慶帝の治世に改まつていざ常朝の儀を再開しようとしたとき、すでに多くの典故が不明となつていた。公的な朝政の場たる常朝の儀に、皇帝が一切顔を見せないのは、皇帝親政の理念からすれば由々しき事態と言わねばならない。新皇帝即位に際し、祖宗の制に照らして、朝儀建て直しの流れが生じたのは、至極自然なことであつた。隆慶元年(一五六七)正月五日、吏科都給事中の胡応嘉は、朝儀の終了後に文華殿にて輔臣と共に政務を面議裁決せんことを請うて、次のように主張する。

祖宗の時代、軍事・国事の要務は、皇帝陛下御親ら臣下に御面臨の上、ご処断を下された。英宗は幼少のみぎりにご即位あそばされたため、内閣三楊が略式の早朝奏事の法を仮に定めて、執り行つた。英宗ご成長の後もそれは続けられ、常態化した。孝宗の御治世、朝儀こそ英宗時代の先例に倣われたものの、常に親しく大臣と接見しておられたため、よく治まつた世と称されるのである。恭んで惟うに、陛下は萬幾を総攬され、多くの

章奏が次々と至るにもかわからず、視朝後すぐに法宮に引き籠もられ、大臣と面議なされない。どうしてそれで票擬の一件一件に対し、陛下の御指示を徹底できようか。しかも陛下自らが聡明を竭し、誠心を以て臨まれても、聖慮は煩わされ、聖躬も倦み疲れる恐れがある。倦心が一たび起れば、必ずや百弊が生じる。それは慎んで避けねばならない。陛下には、今後先帝の葬礼が一段落したところで、朝儀後に文華殿で数名の閣臣と接見せられ、彼らと商議のうえ政事の裁決をお下しになり、必要に応じ六部の臣も召されるようになされたい。その際、六科給事中もまた臨席を賜り、聖旨の記録を仰せつかっていた旧典に鑑み、願わくば、面議の際に輪番で随入を許され、奏事の際に忠ならざる者が有ればその場で是非を面と向かつて裁き、或いは退いてから参論するのをお聴しいただきたい。^②

まず、正統帝即位後、朝儀が政務執行の場としては甚だしく形式化したことが述べられているが、ここに云う、内閣三楊（楊士奇、楊榮、楊溥）が定めた略式の早朝奏事方法というのは、要するに内閣票擬の始まりであり、以下のような手順のものであったことが知られている。まず、朝廷に受領された上奏文は内閣が査閲し、皇帝聖旨の原案を用意する。所謂「条旨」、或いは「票旨」、「票擬」と呼ばれるものである。早朝の儀が一度挙行されることに、上奏され

る案件数は八件に制限されており、当然それらは既に内閣の査閲を経たものである。上奏が済むと、皇帝は袖中に忍ばせておいた内閣条旨を取り出し、自らの聖旨として読み上げる。かようにすれば、年端もゆかない皇帝がその場で即断即決する必要なく、皇帝自ら命令を下すセレモニーが、諸臣の面前で滞りなく展開されるのである。

③

このように、票擬とは本来、皇帝親政の体面を繕うが如き、やむを得ざる、仮の方法であった。皇帝が担うのは、儀式化した役割だけである。この方法は、外面で皇帝親政の建前を装いつつ、実質上、政治判断を内閣に委ねる性格を有する。厳密には親政でも祖制でもない。しかし、胡応嘉は、主張の正当性を裏打ちする「祖宗」に言及しつつも、票擬は票擬として否定していない。むしろ、弘治帝の行った方法に倣い、それに伴う閣臣らとの合議や、六部高官たちへの諮問を重視しているのである。諸臣が新皇帝に対し、政治姿勢についての総論的提案を行なうことは、皇帝の代替わりの際にしばしば為されている。嘉靖朝の三〇余年にも互る朝儀不履行の後を承けて、隆慶の治世が始まってすぐ、こうした声があがるのは、むしろ当然のことだったといえよう。

隆慶元年三月二〇日、監察御史王得春は題覆、即ち皇帝の諮問に対し部院から提出される題本での答申について、こう述べている。

題覆は慎んで行うこととした。思うに、近来、のぼされる章奏は繁多であるが、必ず部院が公に則つて上奏し、陛下が明旨を下して政務を執行してきた。これはすなわち君命を尊び主威を重んずる義である。近ごろ、言官が何を論じても、聖旨は概ね「該部にて議せよ」と擬せられるが、題覆では議論が複雑になつてスジがそれてしまい、政令が一貫せず、命が下つても何をどう行うべきか判らなくなつてゐる。願わくば、各部院に敕し、今後諮問を受けた章疏に關して是とすべきものは即ちに題覆して執行に移り、かたや非とすべきものについては即刻罷めんことを論ずべきものとし、相矛盾した議論を盛り込んだ答申を提出して國是を紊乱すること無きよう、通達されたい。(4)

王得春はここで、題覆がなされるにあつて行われる議論と答申のプロセス及びその結果下されるべき政令が混乱してしまうのを防ぐと、その正しい運用責任を部院に対し徹底してほしい、と請うている。このように、政務の多くは皇帝自ら即断即決するものとは限らず、専断の官僚や部署に諮問され、答申を待つて執行に移されることも多かつたと考えられる。

実際のところ、太子時代の裕王朱載堉に、はじめから無能というレッテルが貼られていた訳ではなかつた。自らの皇位継承権者としての不安定な立場を自覚し、小心翼翼たる恭謙な態度を常にとり続

けていたことを、韋慶遠氏が夙に指摘している〔韋九五〕。偶然兄たちが早逝したために、皇太子の地位争いに巻き込まれることになつた。ライバルは、僅かばかり自分が年長である点を除けば、殆ど条件が互角の景王である。嘉靖帝の氣に入りという点では、利発な景王に軍配が上がり、対する裕王は張居正や高拱ら切れ者を擁していた点で有利であつた。先の見えぬ、薄氷を踏むが如き状況に置かれていたのである。それを乗り切る控えめなポーズを、太子時代の彼は取り続けた。特に傑出した才覚を見せたわけでは無く、凡庸ではあつたが、かといつて低劣ということでも無かつたのである。景王は嘉靖帝存命中に早逝してしまう。結果的にはそれが帝位継承争いを解決したのだつた。隆慶元年の早い時期にのぼされた胡応嘉や王得春の主張にはなお、隆慶帝の統治に対する懸念が明確化していないのも、その故かも知れない。

(三)

しかし、元年三月頃を境として、隆慶帝が放逸に趨る状況が顕在化する。次第に、臣下の上奏文にも言及されるようになってくる。例えば、王得春の上奏より少し前の三月九日、王治が四事をのぼしている。その中で、次のように云う。

陛下が宮禁に引つ込み、外庭と隔たつてしまわれる一方、左右

に侍る佞倖は帝を宴飲声楽や遊戯騎射の逸楽に誘惑し、陛下も彼らと接するに時を以てせず、彼らを用いるに礼を以てしないご様子。短期的に身心を損なう原因となり、長期的には政治紊亂の発端ともなることで、慎むべきことと存ずる。近頃はよからぬ噂も人口に膾炙しており、私自身は左様な事実など無いと信じつつも、臣下として未然に手を打ち、陛下に申し上げねばならぬ。法宮に退かれたあとは威儀を整え嗜慾を慎み、益なき事、情に溺れることどもは、一切遠ざけられんことをお願い申し上げたい。(5)

かように、元年三月頃から、隆慶帝の姿勢に対し、臣下達が懸念を表明し始めていた。同年四月六日には、兵科左給事中魏時亮も次のように述べる。

皇帝は臣下の意見を聞きたいと思ひ、臣下は申し上げたいことがあると思つていても、実はお互いその機会に恵まれない。御門の儀では旧態依然として空文虚文が唱えられるのみ、皇上と臣下が治理に裨益する議論を為し得ない。さきに経筵日講にて言官から意見を進上する機会を得たものの、未だに該部から聖裁を請う覆議がなされないままである。願わくば、文華殿・便殿に御され、午朝に臨まれたという祖宗の事例に鑑み、虚文を廃し、旧套に拘泥せず、陛下も気軽^レに足をお運びになつて内

閣・部院・科道官と親しく接し、じかに御下問なされたり臣下の陳上をお聞きになられたりせよ。

奏疏の留中は、それが緊要の案件であろうと無かろうと、聖政を損なうものである。留中壅滞の奏疏が多い現状に鑑み、全て、日ごとにほされる章疏は、会極門にて受け渡される際、六科給事中が二員と都察院の御史が二員、日々輪番で詰め、章疏を通送してきた員役に対して、持ってきたのは何の題本・奏本かを口頭で問い正し、或いは題本・奏本の上に附箋を貼つて、そこに内容概略を数句書かせる。従わぬ者は一様に罰する。当該科の給事中諸臣は、受け取った章疏を査閲し、關係緊要なものについては第一等とし、各部院で覆議された内容を条陳しているものは第二等とし、ルーティンの題知は第三等として、各々通進する。かようにすれば、陛下の御聖覽をたすけ、詳細や簡略の分別についてご苦勞なされることもなからうかと存ずる。翌日、内閣に命じて直近の直房にて票擬を行わせ、面請すべきものは面見して陳説・商議し、当該の題奏衙門官を召して面前で旨を授ける。それでも情節を尽くせない時は更に面奏、或いは補本を用意して再申することも許す、というふう^レにされたい。(6)

この奏疏中、政策決定過程に関しては特に二点が注目される。第一に、御門朝政の形骸化を明確に指摘していること。所詮、御門の

儀は儀式的にならざるを得ないのですれば、君臣間の垣根を低くし、合議が可能な機会を常態化して、皇帝の意志が政治に反映されるようにすべきことを提案している。第二に、上奏内容の重要度を科道官が仕分けし、合理的な奏疏処置を行うべきである旨、提起されていること。会極門での京官奏疏接本時に、内容を重要度に応じて三段階に区分し、皇帝の覽本や内閣票擬に利しようとする。上奏がいかん処置されたのか全く不透明な「留中」をやめるべく、奏疏を効率的に処理する方策として提案されている。引用部のあと、大臣召見の要請、近侍宦官との交際に関する諫言が続き、婉曲ながらもやはり隆慶帝の政治姿勢に苦言が呈されている。

同月二一日にはされた礼部尚書の高儀の奏疏も、魏時亮と同様の観点から提起されていると考えられる。

内閣大学士の陳以勤がさきに請うた、文華殿で輔弼大臣を召見し、直接に諮問して皇帝が自ら政務を処決せられよとの一件は、聖政に甚だ裨益するところがあり、こんにち最大の要務である。我が朝の皇帝たちは歴代、唐虞に倣って常々君臣關係を緊密に保ってきた。陛下もまた登極直後から御門の儀を立派に舉行されている。さりながら、御門の儀は莊嚴に過ぎて、皇帝の側から官僚達に聞きたいことを問うことも難しく、官僚側から申し上げたいことがあっても憚られる雰囲気がある。意思疎通がう

まく行かぬ所以でもある。いま、先帝の墳墓に関わる諸事が一段落し、経筵も復されたが、ただ便殿親政のみは未着手である。望むらくは、常朝の儀が終了次第、すぐに文華殿に御せられ、輔臣は付き従い、部院大臣も何時でも召見せられ、賞罰黜陟、典札刑獄、軍機會計等の要務で酌議すべき事項は全て彼らに御下問なされ、部院が始末を陳述し、輔臣が可否を擬し、陛下が睿断親裁なさるようになされたい。また科道官各一員が輪番で同席し、議を盡さざる、或いは適切な擬がなされざる場合にとともに評正することをも許されたい。^①

朝後、皇帝と部院大臣・内閣・科道官が文華殿に集まり、清問・答申・擬答・駁正・親裁という政策決定の手続きを進めたいという提案である。この高儀の章奏は裁可されたものの、なぜか実施には至らなかったという。

彼らの主張に依る限り、皇帝親政の実現に、祖宗の制をそっくりそのまま適用できると考えていたわけではなさそうに見える。当時の官僚たちは概ね、皇帝の面前で票擬を処理する形が現実的な方法と考えていたようである。当然、留中のようにその決定プロセスが不透明になってしまいうり方には否定的であった。ある上奏文が留中され、皇帝の判断が外部に示されなかった場合、それが宦官によって握りつぶされたのではなく、皇帝自身が却下したのだというこ

とを証明することができないからである。

膨大な量の上奏文が中央に寄せられ、それを形骸化した常朝の儀において処理するのが不可能である以上、なにか別の政策決定方法が必要となる。科道官が上奏文の内容を事前分類する。そしてそれは、皇帝親政の建前を貫き通すために、面奏・面議を以て処理されなければならぬ。皇帝と輔臣・部院合議の場合、繰り返し提議された所以であろう。弘治朝においてとられていた上奏文処理方法が、その手本となった。中興の主と称えられる弘治帝の前例は、「祖宗の制」という言葉が持つ權威には及ばぬにせよ、官僚たちの主張に、何程かの説得力を加えたに違いない。

胡応嘉、魏時亮、高儀の奏疏で共通しているのは、いずれも科道官の合議参加を主張していることである。祖制で、言官が記録係として聖旨を下す場に臨席したことに鑑み、旧制を復するという意味のほか、科道官グループの政治的な思惑が含まれている可能性もある。胡応嘉や魏時亮らはのち、高拱を弾劾する中心となるが、前後の時期における彼らの活発な言論活動がそのことを示唆する。

年が改まり、帝の放逸の様は更に顕らかになってゆく。二年（一五六八）正月二十九日にのぼされた史料給事中石星の疏は、次のように述べる。

三に曰く、視朝に勤められよ。君主が庶政を裁決し、下情に通

ずるには、視朝が一番である。陛下はご即位以来、昨年一年通して早朝から深夜まで政務を執られ、視朝もまことに勤められたと申せよう。然るに年明け以来は、いささか倦まれたご様子。もし奸諛の徒が聖意に迎合し、先帝が二十餘年にわたり宮闈よりお出ましにならなかつたことに倣うよう陛下に勤めるなら、それは許されざる事である。先帝は視朝されなかつたとは申せ、紀綱は振るい、幸いに事なきを得た。そして遺詔で、常朝と経筵の儀が久しく廢れた事を悔悟なさつたのである。陛下がここで再び勤励を加えられねば、どうして有終を遂げられよう。願わくば、陛下はこれより日出とともに視朝されて民情を周ねく察知なさり、萬幾を総理されたい。

四に曰く、速やかに応諾なされよ。人臣が事ごとに建言するのは陛下に聞き届けて頂きたいからである。陛下が言を聞いて嘉納するのは人臣の上奏を誘う所以である。君が下命を忽せにせず、臣下が隠しだてせねば、上下交々うまくいき、統治の成果も挙がろう。ご即位直後は、陛下も言を聴き諫を容れ、不採納の奏事にもすぐに旨を降された。それが今では処置が遅く、そのまま留中不出となるものも多い。沙汰の次第も判らず、上言が陛下の意に添わなかつたのか、はた左右内臣に握り潰されて陛下に達していないのか、不分明となる。尋常の章奏処理にや

や遅延が生ずるのはまだしも、軍機などの要務においては禍根が浅くない。願わくば、今後は尋常の章奏は三日で旨を下し、兵機的事は即刻進覽すれば、輪音は速やかに示され、壘蔽も通ずることとならう。(一)

隆慶初年は政務に勤めたと述べられているが、皇帝の体面に配慮しての曲筆とも考えられる。いずれにせよ、石星はかなり手厳しく、治世二年目の怠惰を諫めている。激怒した帝は、石星に廷杖六十を命じたうえ、罷免して民に下している。二年七月一八日にも、太僕寺少卿夏杖が六事を陳言しており、その中で、御門奏事において皇帝自ら決を下し、経筵日講の後に大臣と科道官を召して諮問すること、朝儀以外の時間は経史や祖制を学び、章奏を子細に検討すべきこと、等の要請を為している。(二) 同様の趣旨といえよう。

このように、登極後、特に元年三月頃から、人が変わったように極端な淫逸に趨るさまが表面化する。韋慶遠氏はそれを、“劣根性”と表現している。同時期、相次いで政務の親自決裁を要請する奏疏が提出されていることが、それを物語っている。また、当時江南では年頃の娘が隆慶帝に召し上げられぬよう、幼少のうちに夫を決めてしまう“拉郎配”と称する風潮があったらしい。それ程、帝の好色ぶりが人々には伝わっていたということである。帝はまた、戸部銀兩を吸い上げ、言官を厳しく処し、考察の名の下に製肘を加

えた。多くの宦官とその一派を錦衣衛へ送り込みもした。そうした事実が、後々隆慶帝の暗愚さを強調する基礎的要因となったのである。

しかし、当時意識されていた時代危機とは、そもそも隆慶帝個人の資質に帰せられるべき問題であろうか。韋慶遠氏が指摘する如く、より長期的な衰落傾向の趨勢として見るべきではないのだろうか。北慮南倭にしても、賦役制度改革の問題にしても、或いは官僚人事考課問題にしても、隆慶帝の個性とは全く関係しない。寧ろ、隆慶朝には政務全般が首輔に委ねられたため、有能な首輔が手腕を振るう余地が生まれたとも言い得る。逆説的だが、首輔に全幅の信頼を置いて、政務一切を自らは放棄した点こそ、隆慶帝の個人的功績とも言える、とする韋慶遠氏の主張には、それなりの説得力がある。

(四)

嘉靖末、悪名高い嚴嵩・嚴世蕃父子が失脚し、次に首輔として政界をリードする存在となったのは、徐階であった。周知の如く、彼の家は江南有数の郷紳大地主として評判が芳しくない。しかし、彼を一首輔として見た場合、嘉靖帝からの信任篤く、講学活動に熱心で官僚達の間でも受けがよく、卓越した調整能力を備えた大政治家として、嘉靖帝の治世末期、皇帝からも官界からも大いに囑望され

る存在だった。嘉靖帝が歿し、裕王が登極するにあたり、中心に立つのはやはり徐階しかいなかった。従って、帝の臨終に呼ばれ、顧命の臣として次代の輔政を託されたのが、徐階その人であったのも自然な流れであろう。徐階に張居正が加わり、この二人が、嘉靖帝遺詔を纏めることになった。

隆慶帝が即位するや、徐階と高拱の間で権力闘争が勃発した。発端は、嘉靖帝遺詔の起草を巡る感情的な対立であったという。遺詔の作成に預かるを得なかつた高拱がヘソを曲げたのである。このうち、徐階と高拱の両者は、嘉靖朝代に罪を得た諸臣の名誉回復問題や、官僚人事などでことごとく対立し、互いの党派に属する官僚達の間で弾劾し合う、泥仕合に発展した。そして熾烈な政争の果てに、元年五月に高拱が、そして九月には高拱と良好な関係にあった郭朴が相繼いで致仕した。

高拱が権力闘争に敗れ、政権の中枢からいったん去ることになったものの、徐階もまた最終的な勝利者たりえたわけではなかつた。元年五月以降も、徐階に対する弾劾は止まず、二年七月には徐階もまた致仕を余儀なくされ、隆慶初政をリードすると見られた両者は共倒れとなった。(19) 従来、徐階の退任は高拱一派の激しい弾劾によるものとする理由付けされている。確かにその通りなのだが、表面的には徐階と事を構えなかつた張居正も、裏では内官監太監李芳と組

んで徐階追い落としに一枚噛んでいたとも云う。例えば談遷は、

初め、太監の李芳は裕王朱載堦に東宮邸でつかえ、徐階を軽んじ、敵黨・世蕃父子に与した。…張居正は、徐階が権力を掌握して久しかったため、徐階が致仕を乞うた時、密かに李芳に連絡を通じている。(21)

と指摘し、張居正の関与を示唆している。

その張居正は、隆慶二年八月二十九日、陳六事疏（大本急務疏）を提出した。(22) 隆慶二年にのぼされた上奏でありながら、恰も張居正が萬曆初十年間に進めていった諸改革の綱領、青写真とも言うべき内容をもつとして、よく知られている疏文である。殊に注目されるのが、「重詔令」と「覈名実」の箇所である。重詔令では、朝廷が発した政務命令を徹底させるために処理期限を明確化し、部院で要処理政務リストを備えて逐一チェックを行うシステムを提案している。そして、そのシステムを人事考課制度に結びつけようと述べているのが覈名実である。各官に対し緻密な政績評定を行いそれを人事に反映させてゆくことが、人材不足問題の解決の要諦だと云い、その延長線上に見えてくるのが、他ならぬ、萬曆元年施行の考成法である。なお、このことに関しては、隆慶元年七月十七日、刑科給事中韓楫がのぼした奏疏の中に、

一、聖政を覈べよ。請うらくは、一切の章奏は所司に下し、期

限を厳重にして實を敷べて以聞することとし、遷延して期限を超過し、壅蔽を増すことの無いようにされたい。三、聖智を弘くせられよ。請うらくは時を限らずに大臣を召され、彼らと政事につき相談討議し、さらに科道官を更番で入侍させて聴納を広くされたい。⁽¹³⁾

との言説が見える。文書行政の円滑な運用と、大臣や科道官との面議実施とによって、政務を進めて行くべきことを主張しているのだが、のちの考成法と相似た理念を掲げている点で大変興味深い。

韋慶遠氏は、徐階の致仕によって初めて、高拱・張居正タイプの輔臣が政局をリードし、隆萬大改革がスタートする契機が生じたとする。その指摘を裏付けるように、徐階が退陣して早速、張居正が政治改革の青写真とも称される長大な疏文を提出しているのである。時の首輔は李春芳。高拱はまだ復任していない。李春芳は調整型の人物として知られ、高拱や張居正から甘く見られていたとすら伝えられる。張居正の発言権は、次輔としては異例に、かなり強かつたであろうことは想像に難くない。

その後、高拱は、隆慶三年二月三日に政界復帰を果たし、吏部事をも兼ねることになった。旧東宮侍臣のなかでも隆慶帝一番のお気に入りであった彼は、このち、萬曆初年に失脚するまで、政局を強力にリードして行くことになる。王世貞は、

隆慶庚午の年、内閣大学士の高公拱は復任して吏部を兼ね掌り、張公貞吉も都察院を兼掌し、ともに自らの進退につき奏して旨を承けねばならない義務を免ぜられた。異例のことであるが、高拱は、内外の考察を司り、首輔の任にありつつまた銓政をも握つた。⁽¹⁴⁾

と述べる。閣臣兼吏部尚書として、票擬に与りつつ人事にも権限を持つことを異聞として紹介しており、権力集中のほどが知られる。

(五)

隆慶朝は、これまで、皇帝の無能と政務への意欲欠如、放逸のみが、その顕著な特徴として認識されてきた。だが、韋慶遠氏の述べることく、地味に見られがちな隆慶朝は、実は明代中後期の政局中、重要な画期とも言える。徐階らの手になる嘉靖遺詔には、齋醮停止や得罪諸臣の名誉回復など、嘉靖政治を否定的にとらえるニュアンスが数多く含まれていた。徐階等の方針に出たそれらの内容を、嘉靖朝の政治から決別せんとした、彼らの指向を象徴するものとしてとらえることは、確かに可能であろう。

更に、内閣主導の政治改革が始動するのも、この時期である。政事に無意欲な隆慶帝は、批答の権を事実上内閣に委ねてしまう。批答の権は本来、皇帝の専権事項である。票擬制自体は、祖宗の制で

はなく、正統朝の内閣三楊にはじまったものだが、隆慶帝は章奏処理を含む政務処理全般を内閣に一任した。その結果、内閣の職権は古の宰相に類するとすら言われるに至ったのである。

同時に、新しいタイプ的首輔も登場した。皇帝権力に寄り添い、官界を束ねてゆく嘉靖期後半の徐階タイプに対し、強権的な、強力なリーダーシップを振るう隆慶期の高拱・張居正タイプが首輔となった。隆慶初に起きた、こうした首輔タイプの変化は、やがて萬曆初政の張居正改革に結実する。萬曆初政の改革政治のさきがけともなったことを指し、章慶遠氏は「隆慶大改革」とも呼んでいる。皇帝の政治への無関心が、ここでは逆に幸いした。政務を内閣大学士に丸投げしたことが、結果的には有能な閣臣たちに活躍の舞台を用意したのである。

【注】

(1) 于慎行撰『穀山筆塵』（中華書局『元明史料筆記叢刊』點校本、北京、一九八四年初版）卷一、制典上、一頁。「國初設官、以品秩爲上下。當時朝儀、想亦專敘品級、不分散要。世宗自甲午以後、凡三十餘年不視常朝、即歲時肄禮、惟講會同之儀、而日朝之典、遂至無一人記憶。穆考登極、始復常朝、鴻臚搜求故實、多所散失、不知於世廟初年合否。」

(2) 『明穆宗實錄』（中央研究院歷史語言研究所校印本、臺北、一九六五年。以下『實錄』と略）卷二、隆慶元年春正月辛酉、二表、三表（九二冊二九〇—三一頁）。「辛酉、吏科都給事中胡應嘉等言、祖宗朝、軍國大政皆躬臨臣下處斷。自英宗皇帝以冲年即位、輔臣偶從權宜創爲早朝奏事之例、遂相沿不改、然所奏者惟常行數條先期擬答、承旨即退具文而已。孝宗皇帝時、雖循往例、奏事猶日接見大臣從容延訪、故弘治之政于今稱盛焉。恭惟、陛下總攬萬幾、章奏紛沓。今視朝之後、即深居法宮、不與大臣面議、則內閣擬票、豈能一一盡究意指。陛下且將自竭聰明、以臨之誠、恐聖慮既煩、聖躬必倦。倦心一起、百弊俱生。此不可不慎防其漸也。自今喪禮稍暇、宜強抑哀情、軫念大計、每日朝罷、必御文華殿、令三四輔臣不時進見、凡興革用舍大政、咸與面計裁決。事屬六部、則召對諸卿、義當疑難、則顧問儒臣、神智不勞而聰明日擴、萬代瞻仰、在此舉也。臣又考前代宰相入閣議事、必使諫官隨入、諸所陳奏、皆得預聞。而國朝之制、令六科輪官于殿廷左右、紀錄聖旨、蓋亦前代遺意。乞恢弘舊典、此後接見大臣、必命科臣更番隨入、凡有奏事不忠者、聽其面折是非、或退而參論、則大臣咸盡誠款、而聖體亦得垂拱仰成。上是其言。」

(3) 王鈺撰『萬園雜記』（版本は『穀山筆塵』に同じ）卷一、早朝奏事、「自太祖・太宗列聖臨朝、每至日鼎食不遑暇、惟欲達

四聰、以來天下之言。英宗以幼冲即位、三閣老楊榮等慮聖體易倦、因創權制。每一早朝、止許言事八件、前一日先以副封詣閣下、豫以各事處分陳上。遇奏、止依所陳傳旨而已。英宗既壯、三臣繼卒、無人敢言復祖宗之舊者、迄今遂爲定制」（中華書局評点本五頁）。櫻井九二、一八七頁「朝儀面奏の形骸化」。

(4) 『實錄』卷六、隆慶元年三月乙亥、一〇表裏（九二册一七七—一七八頁）。「御史王得春、條奏四事。一、清宮閤。一、禁諂諛。一、慎題覆。謂比來章奏繁多、必該部秉公執奏、明旨斷而行之。乃爲尊君命重主威之義。近言官論事奉旨擬「議該部」率多、委曲遷就以致政令不一、下不知所守。請敕各部、今後章疏、是者即爲覆行、非者即與論罷、不必依違兩可以紊國是。一、慎貢選。從之。」なお、「皇明經世文編」卷三六七、監察御史王得春「據明詔警愚衷疏—時政興革」は、八事の中の第四項目に挙げる。

(5) 『實錄』卷六、隆慶元年三月甲子、三裏—四裏（九二册一六四—一六六頁）。「四、議謹燕居之禮、以澄化源。謂人主深居禁掖、隔遠外庭、左右便佞、窺伺百出、或以宴飲聲樂、或以遊戲騎射、使人主接之不以時、用之不以禮。近則損敝精神疾病之所由生、久則妨累政事危亂之所由起、不可不慎也。比者人言籍籍、若謂陛下宮中燕閒、舉動有非、諒陰所宜者。竊意聖明必無此事、

然臣子防微杜漸、不敢不爲陛下言之。伏望、以後退處法宮、必調適服御省減嗜慾、凡無益之事、溺情之物、一切禁止。」

(6) 陳子龍撰『皇明經世文編』（中華書局影印本、北京、一九六二年初版）卷三七〇「魏敬吾文集一」、魏時亮「題爲懇乞申敕部臣查覆祖宗臨御使殿事宜疏—臨御使殿」。但臣下每欲進言、而苦於燕見陳說、未有會逢、皇上每欲受言、而苦于外面事體、未盡知悉。：向自御門起數、狃于舊規奏事之唱空文雍隔、上下未交治理無裨。昨皇上敕進經筵日講之儀、臣等正欲陳說、思得斟酌舊文、務採新益、而該部適已題覆、今所持以隆我皇上交泰之治者、僅有祖宗御幸使殿一事。：伏乞、敕下該部、即量祖宗幸御文華使殿事體、即應祖宗午朝之期、務一切削去虛文、無泥舊套、俾聖心安坐、樂親乎此、得以虛懷下訪、自輔臣九卿言官、咸得以切直開陳、若聖體少倦、即時得寢息乎此、遊行飲食如意、所適節宣有度、出入有時。臣伏見古之大臣、苟可引君、竭誠用意、無所不至、若一一以虛文阻隔、故事拘泥、而使君臣不得盡誠者、非柱石之義也。奉明旨而不肯担当議覆、非將順之心也。若夫近日章奏之上、時或數日留中、要緊者咸知聖覽未經、不要緊者亦每淹滯不下、不免大爲聖政之累。專乞敕下該部、凡每日章疏、於會極門叩進之時、日輪科臣二員、臺臣二員、面詢通本員役、是何題奏、或題奏上仍用浮帖、少書節略數句、若不对同

有罰、該科道諸臣、查看關係緊要者爲第一等通進、其條陳覆議一應爲二等通進、常套題知爲三等通進。庶仰裨聖覽、詳略不至大勞。皇上即於次日御殿、令閣臣就任殿內外最近直房票擬、有應面請者、面見陳說商量。其題奏該衙門官、即令當面承旨、若有未盡、仍許面奏、及補本再進。如是即御便殿一事、聖聰日廣而不勞、聖政日新而無弊。上下自此可交、天下自此大治、而聖心常樂、聖體常安矣。」なお、『實錄』卷七、隆慶元年四月辛卯、五表（九二冊一九七頁）に、簡略化された記事が載る。

(7) 『實錄』卷七、隆慶元年四月丙午、一一表、一二表（九二冊二〇九—二一一頁）。「丙午：禮部尚書高儀等言：至于請御文華殿召見輔臣大臣面加詢問親決庶政一事、則甚有裨於聖治、今日要務、信莫有先于此者。臣等切惟、唐虞君臣萃聚一堂、都兪吁咈、情意同問、上帝導下之言也、則曰予違汝弼、又恐其不盡言也、則曰汝無面從。所以君臣道合、血脉流通、古今稱盛世莫及。我朝列聖相承、每每接見輔弼、廷訪大臣、或同游咏和、或燕對無時、明良喜起、庶事咸熙國家萬世太平之業、端肇于此。惟我皇上登極數日、即出御門、朝宁威儀、已復祖宗之舊。但大庭之上、體統森嚴、拜起唯諾、勢相懸隔、若止循例具文、上有懷而不得下問、下有見而不敢上陳。竊恐情意既不相接、見聞未免日墮、諸司奏牘、中外事機、豈能一一盡白于聖衷耶。今山陵

已畢、典禮就緒、經筵日講、復賜舉行、惟便殿親政、尚未之及。伏望、皇上仰稽列聖之盛典、俯納諸臣之忠言、自今開講以後、每日朝罷、即御文華殿、除內閣輔臣日侍講讀、自宜隨入供事、其六部都察院大臣、仍乞皇上不時召見、即將覽過題奏、千係大賞罰、大黜陟、大典禮、大刑獄、大軍機、大會計與凡一切大政令當斟酌詳議者、特降清問、許部院官陳述始末、內閣輔臣即擬可否、皇上加以審斷、親賜裁答。儻有疑難、雖再三商確、然後答旨、亦無不可。科道掌印官、每次各輪一員隨進、如諸臣陳述未詳議、擬未當者、許公同評正。至于輔臣講讀之餘、仍乞皇上親發玉音、咨詢治道、或以章疏應票擬者、令即在御前看詳面請宸斷。如此、則萬機之理日熟於聖衷、四海之治可運於掌上矣。上報可、然其事境寢不行。」

(8) 『實錄』卷一六、隆慶二年正月己卯、一三裏、一六表（九三冊四五二—四五七頁）。「己卯、吏科給事中石星言：臣竊見、陛下入春以來、天顏漸灑、視朝漸稀、章奏頻閣、逸遊屢肆。用是不避斧鉞、條上六事。一曰、養聖躬。二曰、講聖學。三曰、勤視朝。人君裁決庶政、通達下情、莫先於視朝。陛下即位以來、未明而衣、日旰而食、歲無虛月、月無虛日、視朝可謂勤矣。然自正月以來、則似稍倦于勤者。夫元宵以前、有歲時之娛、元宵以後、有聖節之樂、暫爾優游理亦宜。然若或有奸諛之徒、迎

合聖意、以先帝二十餘年不出宮闈、天下冥然、勸陛下效尤、則大不可。蓋先帝雖不視朝、然紀綱振肅、太阿獨持、故百司奉行、可幸無事、然迨其實天之詔曰、朝講之儀久廢、則亦悔之矣。陛下當朝儀久廢之餘、萬事叢脞之後、若不再加勤勵、何以保厥有終。伏願、陛下從此日出視朝、以周知民情、以總理萬幾、不惟可以作精明之氣、亦可以快觀瞻之私。四曰、速兪允。蓋人臣隨事建言、所以冀人主之聽。人主聞言嘉納、所以誘人臣之言。君無稽命、臣無隱情、上下相成、治化可舉。陛下即位、聽言納諫、或事涉無當、亦即降旨。今則有允、有不允者矣。不允者、固未審何如、而允者亦違常期矣。是豈愚言拙計、不當聖心、故濡滯以示警耶、抑或左右內臣遏抑章奏、不使達于宸聰耶。臣嘗因而數之、事有關於聖躬者、則留中不下。事有關於內臣者、則稽遲不允。甚或有以此得罪者、如此則雖有指鹿爲馬之欺、南詔喪師之禍、亦無由知之矣。且尋常章奏、稍緩可也。乃如虜報軍機、呼吸利害、稍涉稽緩、爲禍不淺。臣願陛下、自今於尋常章奏三日而下、兵機之事則不時進覽、庶綸音速示、而壅蔽可通。五日、廣聽納。六曰、察讒譖。疏入、上怒、以爲惡言訕上無禮、命廷杖六十、黜爲民。」

(9) 『實錄』卷二二、隆慶二年七月乙丑、九表(九三册五九九頁)。

「乙丑…太僕寺少卿夏斌陳言六事。一曰修朝講之實。言御門奏

事、宜慎重大言請上親決、講筵之後、宜召大臣、諮詢理道、且令諫官隨入、遇事陳規。二曰肅郊廟之儀。三曰慎燕息之容。言退朝之暇、宜靜閱書史、考稽祖制、詳覽奏章、以勤敬爲安樂、以怠荒爲至戒。四曰隆心膂之託。五日重耳目之寄。六曰專督撫之臣。疏入、報聞。」

(10) 同月甲子(一七日)の戸科左給事中張齊による徐階彈劾(七表、九三册五九五頁)、乙丑(一八日)の徐階による疏弁(七裏、八裏、九三册五九六、五九八頁)を受けた動き。この件に關しては、徐階が離任した丙寅当日中に、吏部尚書楊博・兵部尚書霍冀・刑部尚書毛愷らが、また同月己巳(二二日)には六科給事中鄭大経らが各々留任を要請している。都察院左都御史王廷もすぐさま、徐階が以前、張齊の父張棟と塩商楊四和なる者との癒着・不正行爲を暴露したことを怨んで、張齊が今回の彈劾を爲したとし、徐階弁護の論陣を張った。張齊は錦衣衛に逮えられたが(一〇表、一一表、九三册六〇一、六〇三頁)、徐階が復任することはなかった。

(11) 談遷撰『國權』(中華書局排印本、北京、一九五八年初版)

卷六五、隆慶二年七月丙寅、四〇九〇頁。「丙寅、大學士徐階致仕。…初、太監李芳事上潛邸、薄階黨嚴氏。又數上章不盡得、頗心望焉。當階乞休、張居正以階柄久、密報芳…遂許之。」

(12) 『實録』卷二三、隆慶二年八月丙午、九表、一六裏(九三册

六二五、六四〇頁)。他に『張太岳文集』卷三六、明萬曆刻四

七卷本、一表、一二裏「陳六事疏」、上海古籍本四五三頁下段

、四五九頁上段。『張居正集』(明張居正原撰、張驥徵主編、第

一冊、荊楚書社排印評点注記本、一九八七年)卷一、奏疏一

「陳六事疏」、一、三四頁。『皇明經世文編』卷三二四、張文忠

公集一表、一四表、三四五〇、三四五六頁「陳六事疏」など。

また、清孫承澤撰『春明夢餘錄』(北京古籍出版社排印本、一

九九二年)卷二三、内閣一、先正模範の項、治平要務の條に、

「大學士張居正六事疏」として節略を採録する。『張太岳文集

(新刻張太嶽先生文集)』(明張居正撰「張太岳集」上海古籍出

版社、一九八四年、復旦大學圖書館所藏明方曆刊四七卷本影印

本)と『張居正集』に採録される本疏が、最も首尾完全な形を

残す。

(13) 『實録』卷一〇、隆慶元年七月庚午、七表裏(九二册二八三

、二八四頁)。「庚午、刑科給事中韓楫上君道三劄。一、勸聖志。

請勅部院條新政之大者、孰爲日前之畫、孰爲久遠之算、自軫淵

衷期必見之施行。二、覈聖政。請一切章奏下所司、嚴限覈實以

聞、不得遷延過期、以滋壅蔽。三、弘聖智。請不時召見大臣、

商確政體、略如先朝御平臺、御左右順門之制、仍令科道官更番

入侍、以廣听納。得旨、疏内事關朝廷者、朕已知之。逸來、内
外臣工、奉行詔旨、委多違慢。考覈一事、吏部都察院、着議以
聞。」

(14) 王世貞撰『弇山堂別集』(中華書局点校本、一九八五年初版)

卷七「皇明異典述二」、内閣兼掌部院、「隆慶庚午、大學士高公

拱、起掌吏部、張公貞吉出兼掌都察院、俱免奏事承旨。内璉奉

敕肅清百僚本事畢、恩獎加少保・武英殿學。拱縮綬歷年、兩司

内外考察、至居首揆、尚握銓柄、出而啓事、入而條旨、尤爲異

聞。(一册二二七、二二八頁)

【参考文献】

章九五 韋慶遠「論隆慶」『史學集刊』一九九三年第一期原載。

韋慶遠著『明清史新析』、中国社会科学出版社、北京、一

九九五年二月初版、五八、八六頁再録。

櫻井九二 櫻井俊郎「明代題奏本制度の成立とその変容」

『東洋史研究』五一卷第二号、一九九二年九月、一七五、二

〇三頁。

杜六七 杜乃濟「明代内閣制度」臺灣商務印書館《人人文

庫》、臺北、一九六七年八月初版、一九八〇年六月第三版。